

大和郡山市地域包括支援センター運営業務委託プロポーザル実施要領

1. 公募概要

(1) 公募の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。

現在、大和郡山市内に4つのセンターがあり、市の直営と、市から業務委託を受け社会福祉法人などによって運営されている。地域包括ケアシステムの構築を推進するために今後、新たに1圏域についてセンターを設置して事業運営を業務委託することとし、高齢者等への支援体制の強化を図るものである。

大和郡山市では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業、第2項第1号から第6号、法第115条の4第7項に規定する包括的支援事業及び法第8条の2第16項に規定する指定介護予防支援事業にかかる業務等を委託するにあたり、これらの業務を受託する法人を募集する。

(2) 公募するセンターの名称及び担当圏域等

名称	圏域	設置場所
大和郡山市第五地域包括支援センター	矢田地区及び 郡山西地区	矢田コミュニティ会館 (大和郡山市矢田町4547)

2. 業務概要

(1) 業務名称

大和郡山市地域包括支援センター運営業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

なお、次年度以降については、実施状況が良好と認められる場合に、地域包括支援センター運営委員会の意見聴取を経て、かつ市議会で予算の議決を得た場合に限り更新を可能とする。

(3) 準備期間

契約締結日から令和7年9月30日

(4) 業務の内容

大和郡山市地域包括支援センター運営業務委託仕様書のとおり。なお、受託者においては令和7年10月1日から円滑に業務開始できる体制を整えるため、(3)の準備期間内に現行の圏域を担当する地域包括支援センターから利用者及び業務の引継ぎ、執務環境の準備、介護サービス事業者・医療機関・民生委員・地域関係者等への挨拶、業務に必要な研修等への参加等を行うものとする。但し、準備期間に係る経費は、全額受託者負担とする。

(5) 職員の配置

法第115条の4第5項の規定により「大和郡山市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」、「大和郡山市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護

予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に規定する人員基準に基づくことを基本とし、仕様書に沿った職員の配置を確保するものとする。

(6) 業務に係る財源等

センター事業運営費は、以下の①、②を財源とし、人件費、物件費、事務管理費（消耗品費、役務費等、リース料（車両等））に充てるものとする。

①センター運営業務委託料（令和7年10月1日から令和8年3月31日）

8,250,000円

②指定介護予防支援事業にかかる介護予防サービス計画費（介護報酬）

指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は、地域包括支援センターを受託する法人の収入となるが、指定介護予防支援業務の一部業務委託を行う場合は、指定居宅介護支援事業所へ委託料を支払う。

3. プロポーザル参加資格要件

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に規定する法人で、次のすべての要件を満たすもの。

- 大和郡山市内に介護保険サービスを提供する事業所があり、かつ介護保険サービスの提供実績がある法人であること。
- 矢田コミュニティ会館内にセンターを設置できること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- 最近1年間の国税または地方税を滞納している者でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- 提出書類の受付締切日において、過去5年間に応募法人の役員等（就任予定者を含む。）の中に禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者がいないこと。
- 提出書類の受付締切日において、過去5年間に応募法人の役員等が介護保険サービス等に関し不正又は著しい不当な行為をした者でないこと。
- 提出書類の受付締切日において、過去5年間に応募法人の役員等が保健医療又は福祉に関する法律で罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- 応募法人の役員等（就任予定者を含む。）が、大和郡山市暴力団員排除条例（平成23年大和郡山市条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等でないこと。
- 応募法人の役員等（就任予定者を含む。）に公序良俗に反する行為を行っている者がいないこと。

- その他、センターの設置・運営にあたり、別に定める仕様書及び介護保険法等関係法令を遵守すること。

4. 資金計画

- センターの設置準備及び事業運営に必要な資金が確保されていることが必要。
- センターの設置準備に対する市補助金はない。

5. スケジュール（予定）

内容	日程
公募開始日	令和7年 3 月 2 4 日（月）
「プロポーザル参加意思確認書」提出期限	令和7年 4 月 1 日（火）
「質問票」提出期限	令和7年 4 月 1 日（火）
質問回答期限	令和7年 4 月 7 日（月）
選考関係書類提出締切日	令和7年 4 月 2 1 日（月）
審査（プレゼンテーション）	令和7年 5 月 中 旬
審査結果通知	令和7年 5 月 下 旬
業務委託契約の締結	令和7年 6 月 1 日（日） 予定

- 本業務について説明会は実施しない。
- プロポーザル参加意思確認書、質問票、選考関係書類は公募開始日から提出可能とする。

6. 応募手続き

（1）プロポーザル参加意思確認書の提出

選考関係書類を提出（プロポーザル参加）する者は、「プロポーザル参加意思確認書」に必要事項を明記のうえ提出すること。提出部数は1部とする。

提出書類： 「プロポーザル参加意思確認書」の様式は大和郡山市ホームページに掲載。

提出期限： 令和7年4月1日（火）

提出場所： 12. 担当部署を参照

提出方法： 直接持参または郵送すること。持参の場合は平日午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は郵便書留により提出期限までに必着とする。

（2）質問の受付

本事業に不明点がある場合は、「質問票」によりメールで提出を行うこととし、電話・来庁・ファックス等による質問は受け付けない。

提出書類： 「質問票」の様式は大和郡山市ホームページに掲載。

提出期限： 令和7年4月1日（火）午後5時必着

提出場所： 12. 担当部署を参照

提出方法： メールによる提出。件名を「地域包括支援センター運営業務委託事業者公募質問票」とすること。なお、メール到達の確認のため地域包括ケア推進課地域ケア係

へ電話をすること。

(3) 質問の回答

- すべての質問に対する回答は、令和7年4月7日（月）に大和郡山市ホームページに掲載する。
- 法律や国の通知、『地域包括支援センター運営マニュアル』等で確認できる内容については、原則として回答しない。
- 選定にかかる審査・採点等に関する事項や、応募状況等に関する質問には回答しない。

7. 選考関係書類の提出

プロポーザルに参加を表明した者は、以下に記す体裁を整えてまとめて製本し、期限までに提出すること。期限までに提案書の提出がなかった事業者については、以降の審査について辞退したものとみなす。

(1) 提出書類

項目		NO.	内容	様式
申込関係		1	大和郡山市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定応募申込書	様式1
法人の 運営について	Ⅰ 経営理念等	2	法人の概要	様式2
		3	法人登記簿謄本	
		4	定款又は寄付行為の写し	
		5	代表者の履歴書	様式3
		6	代表者の印鑑登録証明書	
		7	センター長（管理者）予定者の履歴書	様式4
		8	介護保険法の規定に関する誓約書	様式5
		9	大和郡山市暴力団排除条例に関する誓約書	様式6
		10	法人決算書（財務諸表）の写し	
センターの 運営について	Ⅱ 財政基盤等	11	就業規則	
		12	市税の納税証明書	
	Ⅰ 業務方針・ 人員等	13	大和郡山市地域包括支援センター提案書	様式7
		14	人員配置予定	様式8
	Ⅱ 財政方針	15	収支計画書	様式9
	Ⅲ その他	16	設置までのスケジュール	様式10

提出期限： 令和7年4月21日（月）午後4時必着

提出部数： 各10部（正本1部、副本9部）

提出場所： 12. 担当部署を参照

提出方法： 提出受付は土曜、日曜、祝日を除く、10時から午後4時までとする。また、担当者が不在の際は受付できない。必ず電話で事前連絡の上、持参すること。

体 裁： ① 表紙、背表紙に標題「大和郡山市地域包括支援センター運営業務委託事業者

公募申請書類」と法人名を記載する。

② 全体の目次をつける

③ ページ番号をつける

④ 項目ごとに白表紙を入れ文字表記のインデックスを付ける（番号のみは不可）

⑤ 原則A4サイズとし、印刷方法は片面印刷とする。

⑥ 全体を縦型フラットファイル等に左綴じとする。

（２）注意

- 様式によって、添付書類が必要な場合があるので「大和郡山市地域包括支援センター運営業務委託事業者応募書類一覧表」に記載の注意事項を確認して作成すること。
- 提出書類の中で様式番号のあるものは大和郡山市のホームページからダウンロードすること。

（３）提出された応募書類の取り扱い

- 提出された応募書類は、原則として返却しない。
- 提出された応募書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、大和郡山市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償使用できるものとする。

８．審査方法

大和郡山市地域包括支援センター運営業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という）において審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。また、審査会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。（応募が１者の場合でもプレゼンテーションを実施する。）

（１）審査日

令和７年５月中旬（日時など詳細は別途参加者に通知する。）

（２）発表時間

１ 提案者につき１５分以内とし、審査委員との１０分の質疑応答を実施する。

（３）プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者とする。

（４）当日の出席者

１ 提案者につき３名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。

（５）審査基準

別紙「大和郡山市地域包括支援センター運営業務委託プロポーザル審査基準」を参照。

（６）審査結果

審査日から１週間以内に結果通知を郵送及び「プロポーザル参加意思確認書」（様式２）に記載されたメールアドレス宛てに通知をする。

(7) 審査結果公表

市ホームページにおいて、最優秀提案事業者の名称、採点結果の合計点を公表する。

(8) その他

- 事前に提出された資料に基づいて審査を行うため、追加資料の配付は認めない。
- 発表に映像や音声を用いることは差し支えない。なお、プロジェクターとスクリーンは事務局で準備をする。
- プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、応募を辞退したものとして取り扱う。

9. 契約の締結

- 審査により優先交渉権者に選定された者について、契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、審査の採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。
- 契約交渉の相手方に選定された者と大和郡山市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が整った場合、委託契約を締結する。契約締結は令和7年度に行う。
- 受託者は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、大和郡山市契約規則第22条項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

10. 参加者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- 本業務期間中に、前記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき。
- 応募書類において虚偽の内容を記載したとき。
- 提案上限額を超える提案を行ったとき。
- 審査（プレゼンテーション）に欠席したとき。
- 一団体に複数の提案をしたとき。
- 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- 法令並びに大和郡山市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- 審査の公平性を害する行為があったとき。
- 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査会が失格であると認めたとき。

11. 留意事項

- 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成費用、旅費等）は、応募者の負担とする。
- 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。また、大和郡山市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがある。

- 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- 本プロポーザルへの応募を取り下げの場合は、速やかに地域包括ケア推進課まで文書で連絡をすること。また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはない。
- 質問事項の締め切り以降、本事業に係る質問は受け付けない。
- 本プロポーザルの申請にあたり、生じた通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- 本プロポーザルは、企画・提案能力のある事業者を選定するものであるため、候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細について仕様書を定めるものとする。

12. 担当部署（各種書類提出先・問い合わせ先）

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248-4

大和郡山市 地域包括ケア推進課 地域ケア係

電話番号：0743-53-1151（内線：585）

FAX：0743-55-6831

メールアドレス：houkatsu@city.yamatokoriyama.lg.jp